

公益財団法人岡山市ふれあい公社

パートタイム職員 募集案内

公益財団法人岡山市ふれあい公社
子ども支援課
〒702-8002
岡山市中区桑野715番地2
TEL 086-274-5161
FAX 086-274-5162

公益財団法人岡山市ふれあい公社の概要

公益財団法人岡山市ふれあい公社は、岡山市民一人ひとりが、心豊かに健康で、ともに生きることができる社会の実現に向けて、必要な人材育成等条件整備を推進するとともに、市民と一体となり地域ニーズに即した福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、提供することにより、市民福祉の向上に寄与することを目的として設立された公益財団法人です。

募集職種	放課後児童支援員(有資格者)または補助員(無資格者)
募集要件	<ul style="list-style-type: none">・児童クラブで児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成支援に意欲のある70歳までの方・放課後児童支援員(有資格者)は、下記のいずれかの資格又は条件を満たす方 【資格】放課後児童支援員／保育士／教員免許／社会福祉士 【条件】高卒以上で児童福祉事業の経験が2年以上／5年以上放課後児童健全育成事業を経験／大学又は大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程を修めて卒業した方 <p>※「放課後児童支援員」の研修修了者以外の方は、採用後、県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修(毎年9月～12月頃実施予定)」を受講していただく必要があります。</p>
業務内容	放課後児童クラブの運営に関すること (保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、基本的な生活習慣や遊び、友達とのコミュニケーション等を支援する業務)
契約期間	採用日～令和9年3月31日 ※更新する場合があります(条件あり)
試用期間	なし
勤務場所	岡山市内の各放課後児童クラブ 北区… 足守、石井、大野、加茂、吉備、蛍明、岡南、庄内、清輝、竹枝、中山、野谷、平津、福渡、牧石、馬屋上、御津、御南、御野、桃丘、横井、鯉山、陵南の各小学校区 中区… 旭操、旭東、旭竜、財田、三勲、操南、操明、高島、竜之口、富山、平井の各小学校区 東区… 浮田、雄神、開成、可知、芥子山、江西、古都、西大寺、西大寺南、山南学園、城東台、千種、豊、平島、政田、御休の各小学校区 南区… 浦安、甲浦、興除、妹尾、芳田、曾根、第一藤田、第二藤田、第三藤田、灘崎、七区、東疇、彦崎、福島、福浜、芳明、箕島の各小学校区 ※募集するクラブは状況によって変わります。詳しくはお問合せください。
勤務条件	就業時間 週30時間未満、13時(土曜及び長期休業中は7時30分)～19時の間で1日4時間以上 ※長期休業とは、小学校の夏休み等を指します 勤務日 ローテーション勤務(週3日以上) 休憩 勤務時間6時間超で60分 休日 日曜日、国民の祝日、年末年始(12/29～1/3) 時間外労働 あり

勤務条件	賃 金	放課後児童支援員(表面「募集要件」の有資格者要件に該当する方で「放課後児童支援員認定資格研修」修了者)	1,260 円
		放課後児童支援員(表面「募集要件」の有資格者要件に該当する方で「放課後児童支援員認定資格研修」を修了していない方)	1,210 円
		放課後児童クラブ補助員(無資格者)	1,100 円
	通勤割増賃金	あり(上限1日 1,000円)	
	手 当	時間外・休日勤務手当、一時金	
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険(勤務条件による)		
申込手続	<p>まずは、お電話にてお問い合わせください。</p> <p>▼</p> <p>面接日時や試験場所についてお知らせします。</p> <p>▼</p> <p>面接及び履歴書の提出(市販の履歴書(A版)へ必要事項を記入、写真貼付)</p> <p>▼</p> <p>採否の連絡(面接試験日から1週間程度)</p>		
問合わせ先	<p>公益財団法人岡山市ふれあい公社 子ども支援課 〒702-8002 岡山市中区桑野715番地2(岡山ふれあいセンター内) TEL 086-274-5161 / FAX 086-274-5162</p>		
受動喫煙防止措置	あり(敷地内禁煙)		
特記事項	<p>・財団は、放課後児童健全育成事業について、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づく認定申請を行う予定です。</p> <p>・財団が認定を受けた場合、本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、財団の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p> <p>・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</p> <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p>		

採用に関する個人情報の取り扱いについて

公益財団法人岡山市ふれあい公社(以下、財団という)は、申込者の皆様の個人情報について個人情報保護方針に従い、適正な管理を行うとともに、以下のとおり個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の利用目的

ご提出いただいた受験申込書に記載された個人情報は、財団における採用活動(選考、採用に関する情報提供、合否その他の連絡、採用履歴管理など)及び採用後の人事管理、採用に関する統計の作成目的範囲で利用させていただきます。

2 個人情報の適正管理

財団は、個人情報の保護と管理にあたっては、個人情報の散逸、紛失、改ざん、漏洩などのないように適切な措置をとり安全に管理します。

なお、採用された方の申込書は、採用後の人事管理資料として利用し、不採用になった方の申込書については、一定期間の保管ののちに適正な方法で廃棄いたします。

3 個人情報の第三者への提供

財団は、以下のいずれかの場合を除いて、個人情報を第三者へ提供いたしません。

- (1) 事前に本人の同意がある場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲において、財団の業務を委託する場合
- (3) 国又は地方公共団体等が公的な業務を遂行する上で、協力する必要がある場合
- (4) 法令などにより要求された場合
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

4 個人情報の照会・修正等

申込者本人に限り、自らが提供した個人情報について照会・修正等を請求することができます。その場合、本人以外への個人情報の漏洩や書き換え等を防止するため、厳正に本人確認をさせていただきます。

別紙(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六條、第七十七條、第七十九條から第八十二條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項又は第二百四十三條(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四條の罪(刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十條第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四條から第八條までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二條から第六條までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))を除く。)であつてその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又は

これらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号口及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。